

年齢階級別相対的貧困率

府川哲夫 (IF研)

1. はじめに

2014年度の社会保障給付費は112.1兆円 (GDPの22.9%) にのぼっているが、その約70%は高齢者向けの給付で、家族に対する給付は5.9兆円 (全体の5.3%、GDPの1.2%) に過ぎない (社人研、2016)。2012年において、17歳以下の子どもの16.3%は相対的貧困世帯に暮らしている (総人口では16.1% ; 厚生省、2014)。貧困家庭に住む子どもが十分な教育を受ける機会を失い、成人後も低い生活水準にとどまるという貧困の連鎖が懸念されている。生活保護の水準と最低賃金の逆転現象を解消するため、一方で最低賃金の引き上げが図られ、他方で生活扶助基準の引き下げが実施されている。近年日本では、非正規就業の増加等により所得格差がより深刻化している。こうした中で、貧困世帯に住む子どもに対する支援策は優先順位の高い政策として認識されている。

本稿は2010年国民生活基礎調査の個票データ (注1) を用いて、特定世帯の可処分所得の実態及び総人口の年齢階級別相対的貧困率を検討した。本稿の主な結論は次の3点である。

- ・現役世代の課税前所得における格差拡大を、税や社会保障による再分配政策が十分補正しきれていない。
- ・日本ではfamily friendlyな所得再分配が不足している。
- ・小学生や中学生までではなく、大学生までの子育て・教育支援が必要である。

本稿の構成は次のとおりである (注2)。使用データと研究の方法を第2節で述べ、第3節は特定世帯及び個人の年齢階級別に等価可処分所得の平均値とジニ係数を算出し、年齢階級別に相対的貧困率を示した。第4節は日本の状況を主要先進国と比較し、第5節では第4節までに得られた結果を議論した。

2. データと研究の方法

使用したデータは2010年国民生活基礎調査の個票データである。国民生活基礎調査で調査されている所得・社会保障給付・拠出 (いずれも前年1年間) は次のとおりである (区分は本稿での便宜上のもの) :

I: 市場所得

I1=雇用者所得、I2=事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得、I3=財産所得 (家賃・地代の所得+利子・配当金)、I4=企業・個人年金+退職一時金、I5=仕送り+生命・損害保険金+雑収入。

B: 社会保障給付

B1=公的年金・恩給、B2=雇用保険、B3=児童手当、B4=その他の社会保障給付金

C: 拠出

C1=所得税、C2=医療保険料、C3=年金保険料、C4=介護保険料、C5=雇用保険等、C6=住民税、C7=固定資産税

社会保障給付の中には医療・介護などの現物給付は含まれていない。拠出の中には仕送り、企業年金の掛金、生命保険・損害保険の掛金、個人年金の掛金などの私的負担は含まれていない。また、税金には消費税、物品税のような間接税は含まれておらず、社会保険料は本人負担分のみである。

本稿では総所得 (課税前所得) E 及び可処分所得 (課税後所得) F を次のように定義した。

$$E = I + B$$

$$F = E - C$$

データ・クリーニングを行って、一部のデータは削除した (注3)。通常の世帯構造別の他に、

本稿では次のような特定世帯別の区分を使用している。

総世帯

現役世帯＝世帯主の年齢が20-59歳の世帯&年金受給者（B1>0）のいない世帯

子のいる世帯＝現役世帯&18歳未満の子のいる世帯

子のいない世帯＝現役世帯&18歳未満の子のいない世帯

引退過程世帯＝世帯主の年齢が60-69歳の世帯

非同居世帯（単独世帯又は夫婦のみ世帯）

同居世帯（上記以外）

高齢者のいる世帯（70歳以上の者のいる世帯）

高齢非同居世帯（単独世帯又は夫婦のみ世帯）

高齢同居世帯（上記以外）

所得の不平等度の測定にはジニ係数を用いた。世帯の所得をその人数や年齢によって調整するため、次の等価所得スケールを用いた。

18歳以上の1人目＝1.0、同 2人目＝0.7、同 3人目以降及び18歳未満＝0.5

このように世帯所得から成人1人あたりに換算された所得を「等価所得」と呼ぶ。ジニ係数は等価可処分所得をもとに計算した（注4）。個人単位でジニ係数を計算する場合は、世帯ごとに計算された等価所得をその世帯に属する全ての世帯員に割り当てた。

3. 2010年調査の結果

(1) 総世帯・総人口のジニ係数

総世帯の等価可処分所得の平均値は216.4万円で、そのジニ係数は0.341であった（表1）。現役世帯の等価可処分所得の平均値は227.6万円で総世帯の平均値よりやや高く、現役世帯のジニ係数は0.340で総世帯とほとんど変わらなかった。しかし、現役世帯は子のいる世帯と子のいない世帯で状況は大きく違っていた。子のいる世帯の等価可処分所得の平均値及びそのジニ係数は194.9万円、0.306で、子のいない世帯の254.7万円、0.346と比べて、等価可処分所得の平均値は23%低く、不平等度は大幅に小さかった。一方、高齢非同居世帯（70歳以上の者のいる世帯で、単独世帯又は夫婦のみ世帯）の等価可処分所得の平均値は175.7万円で、そのジニ係数は子のいる現役世帯と同程度の0.310であった。

表1 特定世帯別及び年齢階級別等価可処分所得の平均値とジニ係数：2010年

特定世帯別			個人の年齢階級別		
特定世帯	等価可処分所得(千円)	ジニ係数	年齢階級	等価可処分所得(千円)	ジニ係数
総世帯	2,164	0.341	計	2,169	0.329
現役世帯	2,276	0.340	0-17	1,872	0.309
子のいる世帯	1,949	0.306	18-25	2,042	0.344
子のいない世帯	2,547	0.346	26-39	2,158	0.305
引退過程世帯	2,214	0.349	40-59	2,514	0.332
非同居世帯	2,228	0.357	60-69	2,241	0.339
同居世帯	2,197	0.338	70-84	1,967	0.315
高齢者のいる世帯	1,957	0.329	85+	1,989	0.353
高齢非同居世帯	1,757	0.310	(再)18-21	1,969	0.351
高齢同居世帯	2,168	0.333	(再)70+	1,971	0.321

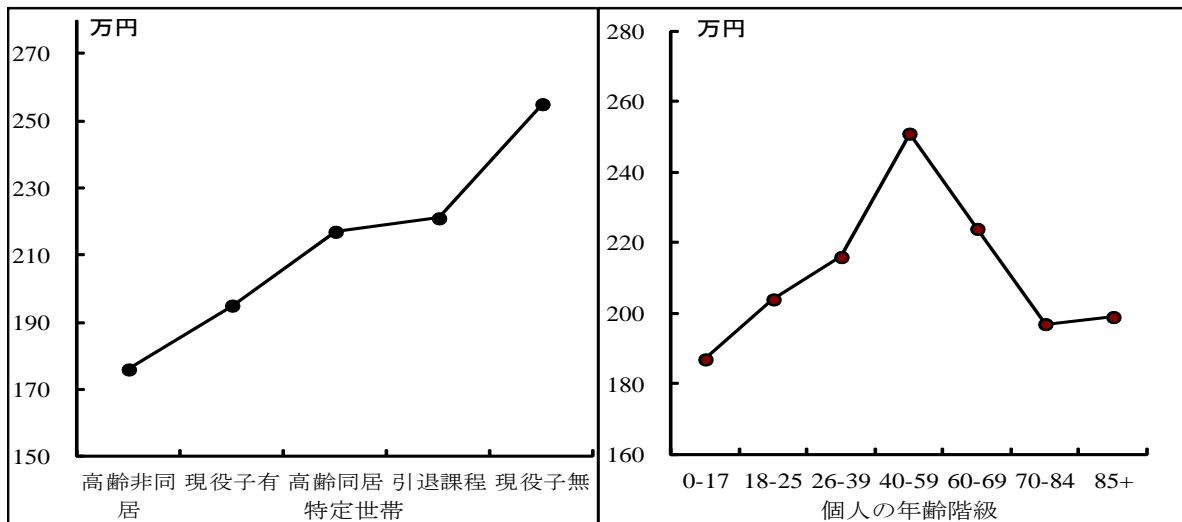
出所：2010年国民生活基礎調査を用いて筆者推計

総人口の等価可処分所得の平均値は216.9万円で、そのジニ係数は0.329であった（表1）。年

年齢階級別にみると、ジニ係数が低いのは26-39歳の0.305、0-17歳の0.309などであり、ジニ係数が高いのは85歳以上の0.353、18-25歳の0.344などであった（表1）。18-21歳では等価可処分所得の平均値が0-17歳に次いで低く、そのジニ係数は85歳以上に次いで高かった。

図1は特定世帯の等価可処分所得の平均値を低い順に並べたもの（左側：特定世帯の記載は簡略化している）及び個人の年齢階級別に等価可処分所得の平均値を示したものである。現役世帯では子の有無によって等価可処分所得の平均値が大きく相違した。また、大学生を含めた若年層で等価可処分所得の平均値が低く、子育て・教育支援の必要性が示唆されている。

図1 特定世帯別及び年齢階級別等価可処分所得の平均値：2010年



出所：2010年国民生活基礎調査を用いて筆者推計

(2) 相対的貧困率

総世帯の等価可処分所得の中央値の50%を貧困線とし、総世帯（又は総人口）に占める貧困線以下の世帯（又は人口）の割合を相対的貧困率と定義する（注5）。表2は2010年調査における個人の年齢階級・世帯構造別の相対的貧困率を示したものである。総人口の相対的貧困率は14.7%であったが、年齢階級別には85歳以上の20.0%が最も高く、次いで18-25歳の19.2%が高かった（ジニ係数でみた結果と同様）。

表2 個人の年齢階級・世帯構造別相対的貧困率：2010年

（単位：％）

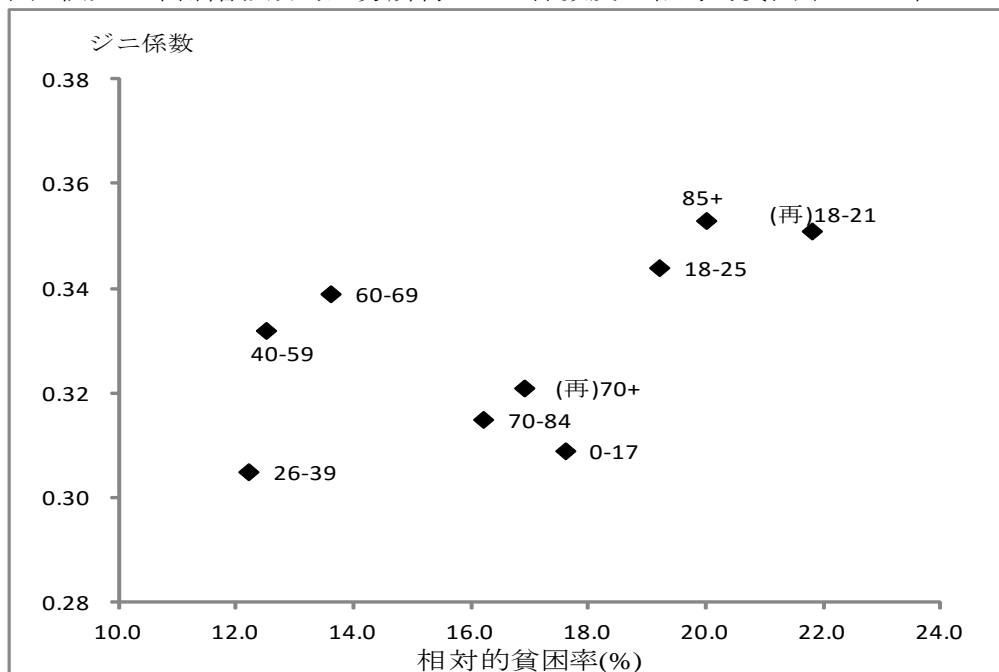
年齢階級	計	単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子の世帯	ひとり親と子の世帯	三世帯世帯	その他の世帯
合計	14.7	22.4	10.8	12.3	28.9	12.8	20.3
0-17	17.6	-	-	14.7	42.0	15.1	43.3
18-25	19.2	38.2	4.8	12.5	26.4	12.1	22.5
26-39	12.2	7.2	6.8	12.5	23.7	12.1	19.2
40-59	12.5	13.8	9.3	9.7	26.9	12.2	19.9
60-69	13.6	22.9	10.4	10.8	23.1	14.2	19.0
70-84	16.2	28.5	13.6	12.3	23.5	11.4	16.0
85+	20.0	34.6	18.8	18.7	37.8	12.2	14.6
18-21	21.8	50.4	-	11.8	29.1	12.9	30.0
70+	16.9	29.6	13.9	12.6	26.9	11.6	15.5

出所：2010年国民生活基礎調査を用いて筆者推計

世帯構造別には夫婦のみ世帯が10.8%と最も低かったが、高齢期も含めて最も変動が少ないのが三世帯世帯であった。「ひとり親と子」世帯の相対的貧困率は28.9%と最も高く、特に「ひとり親と子」世帯に住む0-17歳は42.0%、85歳以上は37.8%と高かった。しかし、18-21歳の単独世帯は50.4%と半数が貧困線以下で暮らしているという結果であった。

図2は個人の年齢階級別に等価可処分所得のジニ係数を縦軸に、相対的貧困率を横軸に図示したものである。高齢層は70-84歳と85歳以上でジニ係数・相対的貧困率のいずれも大きく相違していることが分かる。26-39歳と40-59歳では、相対的貧困率はともに低いですが、ジニ係数では40-59歳の方が大きな値であった（格差が大き）。18-21歳はジニ係数も大きく、相対的貧困率も高いという結果であった。

図2 個人の年齢階級別可処分所得のジニ係数及び相対的貧困率:2010年



出所:2010年国民生活基礎調査を用いて筆者推計

4. 国際比較

表3は先進7か国の年齢階級別相対的貧困率を示したものである。総人口の相対的貧困率は表3の中ではアメリカが最も高く、日本が2番目に高い（年次の違いは無視している）。高齢層の相対的貧困率を総人口と比べると、フランス・オランダでは高齢層の相対的貧困率は総人口より低い。ドイツ・スウェーデンでは66-75歳で総人口より低いものの、76歳以上では総人口よりやや高い。一方、日本・イギリス・アメリカでは66-75歳で総人口と同程度かやや高く、76歳以上では総人口より大幅に高い。

上述のように、フランス・オランダでは高齢層の相対的貧困率は総人口より低かったが、反対に若年層の相対的貧困率は総人口より高い。7か国全てで66-75歳に比べて76歳以上は相対的貧困率が高まった。相対的貧困率が最も高い年齢層をみると、フランス・ドイツ・オランダ・スウェーデンで18-25歳、日本・イギリス・アメリカで76歳以上であった。

表3 各国の年齢階級別相対的貧困率：可処分所得

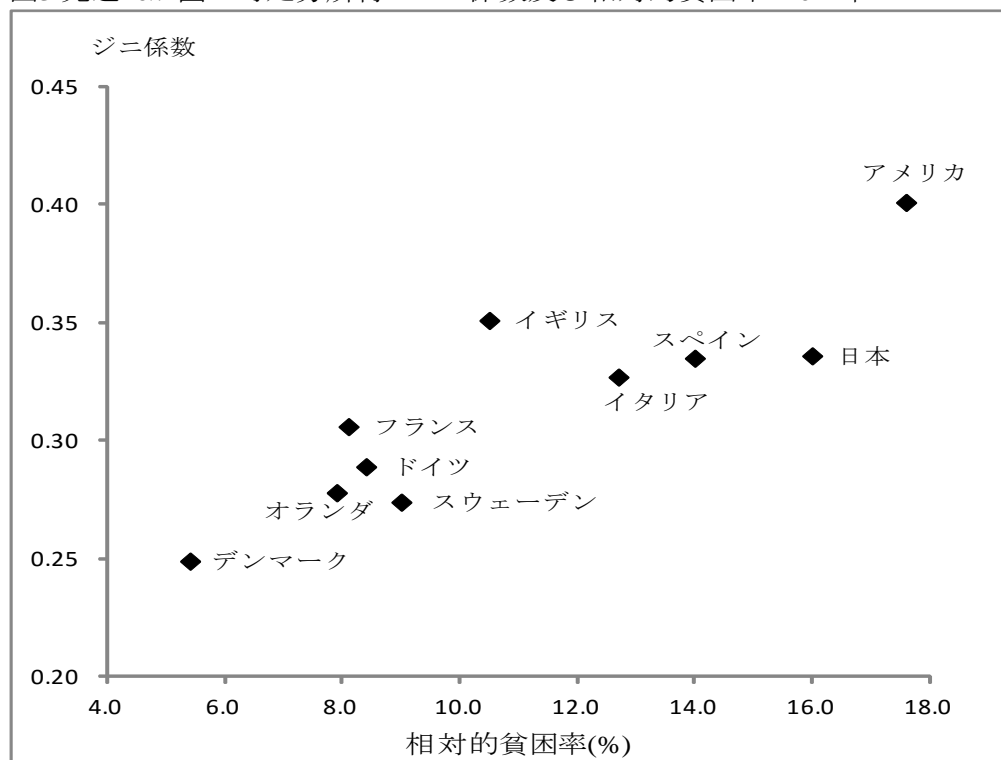
(単位：%)

年齢階級	フランス	ドイツ	日本	オランダ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
	2012	2012	2009	2013	2012	2012	2013
総人口	8.1	8.4	16.0	7.9	9.0	10.5	17.6
0-17	11.4	7.4	15.7	10.7	8.3	10.4	19.6
18-25	13.7	12.5	18.7	21.9	17.8	10.9	20.1
26-40	8.0	8.5	12.7	8.3	9.9	8.2	15.5
41-50	7.5	5.6	13.2	5.7	5.6	9.3	13.7
51-65	6.0	8.7	15.1	4.3	6.1	11.4	15.8
66-75	2.7	8.1	16.6	1.8	6.6	10.9	17.5
76+	5.0	10.8	22.8	2.3	13.5	16.6	27.2

出所：OECD Income Distribution Database.

図3は先進10か国の総世帯の可処分所得のジニ係数を縦軸に、総人口の相対的貧困率を横軸に図示したものである。この図から日本とイギリスを除くと、多くの国が回帰直線上またはその近くに分布していることが分かる。日本はジニ係数で想定される相対的貧困率より高い相対的貧困率になっており、貧困者を減らす再分配政策がうまく機能していないことが示唆される。一方、イギリスではジニ係数で想定される相対的貧困率より低い相対的貧困率が実現している。また、北欧の福祉国家の中でもスウェーデンよりデンマークの方がうまくいっているようにみえる。

図3 先進10か国の可処分所得のジニ係数及び相対的貧困率：2012年



注：オランダ・アメリカは2013年、日本は2009年。

出典：OECD Income Distribution Database.

5. 議論

近年、「子どもの貧困」等で相対的貧困率がよく使われるようになった。相対的貧困率は貧困線を相対的に（つまり、総世帯の等価可処分所得の中央値の50%と）定義し、貧困線以下の世帯・人数の割合を示したもので、所得の不平等度を示すジニ係数と似た動きを示すことが多い。貧困世帯に住む子どもは能力開発の機会に恵まれず、大人になっても良い職業に就くことが難しく、生涯貧困から抜け出せない可能性が高い（貧困の連鎖）ので、子どもの貧困をなくす（つまり、全ての子に教育の機会を与え、バランスの良い食事や必要な医療を受けられるようにする）ことは優先順位の高い課題である。そのためには、貧困世帯をなくすことが必要である。かつて平等な国であった日本は、今日ではOECD諸国の中でも所得分配が不平等な国になっている。特に、ひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）に住む子どもの相対的貧困率は国際的にみて極めて高く、放置できない大問題である（注6）。

本稿では2010年国民生活基礎調査（個票データ）を用いて、総世帯及び総人口の所得再分配の実態を分析して、次のような結果が得られた。

- ・総世帯の等価可処分所得の平均値は216.4万円で、そのジニ係数は0.341であった。総人口の等価可処分所得の平均値は216.9万円で、そのジニ係数は0.329であった。
- ・現役世帯は子のいる世帯と子のいない世帯で状況は大きく異なり、子のいる世帯の等価可処分所得の平均値及びそのジニ係数は194.9万円、0.306、子のいない世帯は254.7万円、0.346であった。
- ・大学生を含めた若年層で等価可処分所得の平均値が低く、子育て・教育支援の必要性が示唆された。
- ・総人口の相対的貧困率は14.7%であったが、年齢階級別には85歳以上の20.0%が最も高く、次いで18-25歳の19.2%が高かった（ジニ係数でも同様の結果となった）。
- ・「ひとり親と子」世帯の相対的貧困率は28.9%と最も高く、特に「ひとり親と子」世帯に住む0-17歳は42.0%、85歳以上は37.8%と高かった。18-21歳の単独世帯の相対的貧困率は50.4%と極めて高かった。
- ・フランス・オランダでは高齢層の相対的貧困率は総人口より低く、日本・イギリス・アメリカでは76歳以上の相対的貧困率が総人口より大幅に高かった。
- ・総世帯の可処分所得のジニ係数を縦軸に、総人口の相対的貧困率を横軸に先進10か国を図示すると、日本とイギリス以外の国は回帰直線上またはその近くに分布していた。日本はジニ係数で想定される相対的貧困率より高い相対的貧困率になっていた。

等価可処分所得でみると日本の所得格差は拡大し、その要因には①人口の高齢化（つまり、引退した高齢者世帯の増加）による格差拡大、②雇用の流動化による現役世代の課税前所得における格差拡大、③再分配政策の機能不全、などがあげられる（府川、2006）。ここでは現役世代の課税前所得における格差拡大を、税や社会保障による再分配政策が十分補正しきれていない点に注目する。

所得税の累進性は弱くなっている。社会保険料のうち定額保険料には逆進性があり、定率保険料であっても上限所得以上では逆進的である。従って、税と社会保険料を合わせた負担の累進性は弱くなっている。再分配機能が弱いだけでなく、日本では社会保障の給付に見合った財源が確保されていない。国の2016年度一般会計予算は96.7兆円の歳出に対して税収（見込み）は57.6兆円しかない。同様に、2014年度の社会保障給付費112.1兆円に対して保険料収入は65.2兆円であった。そして、社会保障給付は高齢者向け給付に偏り、家族・障害者・低所得者に対する給付は未だに手薄である。

家族に対する給付（現金給付、現物給付、税による優遇策の合計）のGDP比は2011年でイギリス4.3%、スウェーデン・フランス3.6%、ドイツ3.1%に対して、日本の1.7%やアメリカの1.2%は

極めて低い (OECD, 2016)。このように、日本では少子化対策という言葉は躍っているが、子育て支援策の給付はスウェーデンやフランスの半分以下である。障害者や低所得者に対する給付も似たような状況にあり、貧困者を減らす再分配政策がうまく機能していないため、税や社会保障給付を経た後の可処分所得のジニ係数が日本ではアメリカやイギリスに次いで高く (図3)、所得格差の大きな国として定着してしまった。

現役世帯を18歳未満の子の有無別にみると、子のいる世帯の方が等価可処分所得は低く、ジニ係数も小さかった。日本では子のいる世帯といない世帯で負担率に余り差がなく、family friendlyな所得再分配はあまり行われてこなかった (府川, 2012)。

得られた結果でもう1つ注目される点は、大学生を含めた若年層で等価可処分所得の平均値が低く、18-25歳の相対的貧困率は19.2%と85歳以上の20.0%に次いで高かったことである。「ひとり親と子」世帯に住む0-17歳の相対的貧困率は42.0%と高かったが、18-21歳の単身世帯の相対的貧困率は50.4%とさらに高かった。小学生や中学生までではなく、大学生までの子育て・教育支援の必要性が示唆されている。

(注1) 2010年国民生活基礎調査の個票データは国立社会保障・人口問題研究所のプロジェクト「人口構造・世帯構造の変化に伴う新たなニーズに対する社会保障政策の効果測定に関する理論的・実証的研究」(2012~2014年度)で利用申請したものである。

(注2) 本稿は府川(2015)の一部を改定したものである。

(注3) ここで行ったデータ・クリーニングは以下のとおりである。

- ・世帯主の年齢が20歳未満の世帯は除く。
- ・単独&「配偶者がいる」データは除く。
- ・世帯のE, Fがゼロ又は負のデータは除く。
- ・10分位値がEからFで2以上変化したデータを捨てる。
- ・現役世帯のFで総世帯のFの中央値の13倍を超えるデータは除く。

なお、所得票の拡大乗数を使用しても、2010年国勢調査結果に近似した特定世帯別分布は得られなかったため、ここでの集計では2010年国勢調査結果に合うように世帯主の年齢階級別に世帯数のウェイトを調整した(所得票の拡大乗数は使用していない)。その結果、世帯数のウェイト調整の影響は、次の例にみられるように大きなものではなかった。

世帯主の年齢階級別に世帯数のウェイト調整前後の変化:

全世帯の等価可処分所得の中央値=1,856千円 → 1,861千円

総人口の等価可処分所得の中央値=1,920千円 → 1,896千円

(注4) 退職一時金、生命・損害保険金、一定額以上の企業・個人年金や雑収入に関しては、ジニ係数計算の際に値を10分の1に置き換えた。

(注5) 相対的貧困率はその定義から所得分布を記述する指標の1つであり、一般的によく用いられているが、貧困を示す絶対的な基準ではない。

(注6) この問題が長期間放置されているのは、先進国としてふさわしくない状況である。

参考文献

大竹文雄(2005). 日本の不平等. 日本経済新聞社.

小塩隆士(2014). 所得格差と貧困. in 小塩・田近・府川著 日本の社会保障政策—課題と改革、東京大学出版会.

厚生省(2014). 平成25年国民生活基礎調査報告書.

- 社人研(2016). 平成26年度社会保障費用統計.
- 橘木俊詔(1998). 日本の経済格差. 岩波書店.
- 樋口美雄・財務総合政策研究所(2003). 日本の所得格差と社会階層. 日本評論社.
- 府川哲夫(2006). 世帯の変化と所得分配. in 小塩・田近・府川編 日本の所得分配、東京大学出版会.
- 府川哲夫(2012). 子育て世帯への支援策に再分配効果はあるか, in (井堀利宏・金子能宏・野口晴子 編) 「新たなリスクと社会保障」、東京大学出版会.
- 府川哲夫(2015). 子育て支援策の所得再分配に与える影響, in 社人研 編「人口構造・世帯構造の変化に伴う新たなニーズに対する社会保障政策の効果測定に関する理論的・実証的研究」平成26年度報告書.
- Foerster M. and Mira d'Ercole M. (2005). Income distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of 1990s. OECD Social, Employment and Migration Working Papers 22.
- Mira d'Ercole M. (2006). Income Inequality and poverty in OECD Countries: How Does Japan Compare? The Japanese Journal of Social Security Policy, Vol. 5, No.1 (June 2006).
- OECD (2016). OECD Family database.